

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年9月まで

昭和58年9月の水害のため収入が減り、同年10月分から国民年金保険料の免除を申請したが、水害前は収入もあり国民年金保険料の免除を申請する理由が無く、夫の分と一緒に自分が金融機関で1か月につき5,000円から7,000円ぐらい納付したはずである。夫が納付済みとなっているのに自分が申請免除となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は18か月と比較的短期間である上、申立人及びその夫共に、国民年金加入期間について、未納期間は無いことから、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、夫婦二人で同じように納付していたと述べているところ、申立人及びその夫は、国民年金加入期間のうち、納付日が確認できる期間については、全て同一日に納付していることから、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立人の夫は、昭和58年9月の水害に遭うまで事業は順調だったと述べており、申立期間については、申立人の夫は国民年金保険料を納付済みであることを踏まえると、申立人のみ申立期間が申請免除とされているのは不自然である。

加えて、申立人の夫は、昭和58年9月の水害に伴い、国民年金の免除手続を行ったこと、その後自身の免除期間の保険料を追納したことなど当時の記憶が鮮明であり、申立内容全体を通じて不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで
② 昭和41年7月から43年3月まで

国民年金制度発足時に夫婦一緒に加入した。その後は、夫が夫婦の国民年金保険料の納付をしていた。申立期間が未納、未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、6か月と短期間である。

また、申立期間①の前後の国民年金保険料は納付済みであり、前後を通じて生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間①の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、夫が夫婦の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人とその夫は、国民年金加入期間のうち、納付日の確認できる期間は全て同一日に納付している上、申立人の夫は、国民年金加入期間は保険料を全て納付済みであることから、申立人のみ国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

しかしながら、申立期間②については、大部分が厚生年金保険加入期間であり、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿により、当該期間に係る資格喪失及び再取得の処理が確認できることから、A市による保険料の徴収は行われなかったものと考えられ、当該期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年11月から6年3月まで
会社を退職した平成5年7月に、自分がA市役所で国民年金の加入手続をした。納付書で保険料を納付した後、母親が口座振替の手続をした。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、5か月と短期間であり、申立期間以外は全て納付済みである。また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年8月頃に払い出されており、会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続をしたとする申立人の主張と合致している上、申立期間は現年度納付が可能な期間である。

さらに、申立期間の前後の加入期間において、国民年金保険料は現年度内に納付済みとされていることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

加えて、オンライン記録で確認できる収納日から、平成6年6月分の保険料から口座振替で保険料納付をしたと推認でき、申立人は国民年金制度への関心があり、国民年金保険料を積極的に納付しようとした姿勢がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年10月は30万円、同年11月は28万円、同年12月から12年2月までは30万円、同年3月は28万円、同年4月から同年6月までは30万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月から13年4月までは30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは30万円、同年10月から14年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月から同年12月まで
② 平成11年10月から14年8月まで

給料明細書の給料額と年金記録が相違しているため、標準報酬月額を30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が所持するA社における給料明細書において確認又は推認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては、当時の資料は無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が所持するA社における給料明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間②のうち、平成11年10月は30万円、同年11月は28万円、同年12月から12年2月までは30万円、同年3月は28万円、同年4月から同年6月までは30万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月から13年4月までは30万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは30万円、同年10月から14年8月までは30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間②のうち、平成11年10月から13年8月までの期間及び同年10月から14年8月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては、当時の資料は無く不明と回答しているが、給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人の申立期間②のうち、平成13年9月について、申立人が所持する給料明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額を超えていたことは確認できるが、給料明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同等であることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月30日から同年12月1日まで

昭和30年4月にA社に入社し、平成3年9月に退社するまで、各支店への転勤等が複数回あったが、一度も途切れることなく継続して勤務した。それにもかかわらず、D支店からC支店への転勤の際、1日の空白の期間が生じ、昭和41年11月が厚生年金保険未加入期間となっている。事務手続上のミスと思われるので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し（A社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事台帳において確認できる発令日が昭和41年11月1日となっており、申立期間において、申立人は、A社C支店に勤務していたと認められることから、同社同支店における資格取得日を同社D支店における資格喪失日と同日の同年11月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店の昭和41年12月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は、「申立てどおりの届出を行い、保険料も納付したと思料する。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)

に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から5年9月まで

20歳になった時に、母親が国民年金の加入手続をした。保険料は父親名義の農協又は郵便局の口座から、引き落としで納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付を申立人の母親に任せており、申立人は直接関与していない上、その母親は、子供たちの国民年金保険料は口座振替で納付していたと述べるだけで、具体的な手続の記憶が曖昧であり、口座振替が開始されるまでの保険料の納付方法についての記憶も無いことから、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の両親は国民年金に未加入である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年3月まで

20歳になった時に、母親が国民年金の加入手続をした。保険料は父親名義の農協又は郵便局の口座から、引き落としで納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付を申立人の母親に任せており、申立人は、直接関与していない上、その母親は、子供たちの国民年金保険料は口座振替で納付していたと述べるだけで、具体的な手続の記憶が曖昧であり、口座振替が開始されるまでの保険料の納付方法についての記憶も無いことから、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の両親は国民年金に未加入である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年5月まで

昭和50年の春頃、A市役所からはがきが届いたので、同市役所に電話で確認した際、遡って国民年金に加入できることを聞いた。保険料が100円だった頃まで遡って支払いたい旨を申し出たところ、3万4,000円支払うように言われたため、B銀行C支店でまとめて支払った。その後、年金手帳が送られてきたので、安心していった。3万4,000円支払ったことは間違いのないため、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年の春頃に国民年金制度が発足した36年4月まで遡って納付したと述べているが、A市及び特殊台帳の記録では、申立人は、50年6月1日に国民年金に任意加入していることが確認でき、当該時期は第2回特例納付の実施期間内ではあるが、任意加入者は遡って加入手続及び特例納付をすることはできないことから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人は、遡って納付した国民年金保険料額は3万4,000円であり、10万円を超える金額を支払った記憶は無いと述べており、昭和50年当時実施していた第2回特例納付で納付したと仮定しても、申立人の主張する金額では、実際の保険料と大きくかい離する。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年12月まで
加入手続をした時に年金受給権が不足する説明を受けたので、受給に必要な期間まで遡って一括で納付した。最初から5か月分不足することを承知で加入するはずがない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、関係人の証言も得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年3月頃に払い出されたことがA市の国民年金被保険者名簿により確認(昭和60年3月12日届出)できる上、申立人は、同年4月20日に申立期間直後の58年1月から59年3月までの保険料を過年度納付しており、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年8月から41年2月まで
昭和37年*月頃に、当時住み込みで勤務していた事業所の事業主から、「20歳になるから国民年金に入ったら。」と加入を勧められ、給料からの天引きで集金により国民年金保険料を納付してもらっていたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続を行い申立人の国民年金保険料を給与天引きにより納付したとする事業主も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月頃に払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持している年金手帳に「50.10.23」と受付年月日が記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は同市役所において同年10月頃に行われたものと考えられ、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間当時の住所地であるB市による国民年金保険料の徴収は無かったものと推認される上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことについて関係者の証言も得られないほか、申立人の勤務先の事業主が申立期間の国民年金保険料を給与天引きにより納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 52 年 6 月まで

申立期間の標準報酬月額が実態とかい離している。当時、私は 17 万円から 18 万円くらいを給与として受け取っていた。当時、A社は、専門委託運送会社で、大口顧客を取引先とする安定企業で、給与も高かった方であった。当時の給与明細書等を捜したが無かったので会社に資料や証明を依頼したが、捜しても見当たらないということで立証してもらえなかったが、申立期間の標準報酬月額を 16 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書等はないものの、A社に勤務していた申立期間の報酬月額は、17 万円から 18 万円くらいであったにもかかわらず、申立期間のオンライン記録が、11 万円であることは考えられないと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、A社が加入しているB厚生年金基金における申立人の申立期間の記録はオンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月27日から30年1月1日まで
② 昭和31年6月1日から36年6月1日まで
③ 昭和42年7月1日から同年11月1日まで
④ 昭和41年10月1日から42年6月30日まで
⑤ 昭和44年10月1日から47年6月30日まで

申立期間①について、昭和29年3月にA社B工場を退職後すぐにC社に勤務したが、同年3月27日から30年1月1日までの期間が空白になっている。申立期間②について、C社が閉鎖された後、D社に勤務したが、31年6月1日から36年6月1日までの期間が空白になっている。申立期間③について、D社の工事部門が、別会社としてE社を設立し異動となった。両社には継続して勤務していたが、42年7月1日から同年11月1日までの期間が空白になっている。申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。申立期間④について、D社での41年10月から42年6月までの標準報酬月額が2万2,000円の記録になっているが、41年9月までが2万4,000円の標準報酬月額であり、当該期間に昇給しても降給したことは無かったことから、3万3,000円の間違いではないかと思う。申立期間⑤について、E社の44年9月の標準報酬月額は4万5,000円であり、同年10月は4万2,000円となっているが、給与が下がったことは無く、そのまま2年9か月も昇給しなかったことも無いことから、この間の標準報酬月額は5万円であると思う。昭和何年のものかは不明であるが、複数の給与明細書があるので申立期間④及び⑤の標準報酬月額を調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、C社は、個人事業所として昭和30年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和30年1月1日に申立人と共に被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、当該同僚からは、適用事業所となる前の厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、C社は既に廃業しており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、D社が保存している失業保険被保険者資格取得確認通知書及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間②において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、D社は、昭和36年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和36年6月1日に申立人と共に被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、当該同僚からは、適用事業所となる前の厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、D社は、当時の資料を保存しておらず、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間③においてE社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、E社は、昭和42年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同僚5名が、申立人と同様に昭和42年7月1日にD社を資格喪失し、同年11月1日にE社で資格取得していることが確認できるところ、これらの者から、適用事業所となる前の厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、E社は既に廃業しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④及び⑤について、申立人から提出された給与明細書には、給与が

支給された年度の記載が無いことから、申立期間④及び⑤について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除がされていたことを確認することができない。

なお、当該給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立期間④及び⑤に係るオンライン記録の標準報酬月額より低額となっていることが確認できる。

また、申立期間④において、D社に係る同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人と同時期に標準報酬月額が下がっている同僚が複数いることが確認できる。

さらに、E社において、申立人は同社設立当初から役員に就任しており、申立期間⑤において、全ての役員の標準報酬月額が、申立人と同様に下がっていることが確認できる。

加えて、D社及びE社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記憶とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間④及び⑤において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④及び⑤について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1961

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月21日から同年6月1日まで
(A社)
② 平成2年8月26日から同年9月26日まで
(B社)
③ 平成4年12月6日から5年1月6日まで
(C社)
④ 平成5年2月21日から同年3月1日まで
(C社)

A社で申立期間①においても勤務していたが、勝手に厚生年金保険資格を喪失されてしまった。また、B社に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた申立期間③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人及び同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「清掃の仕事に担当が替わった時に厚生年金保険の資格を喪失した。」と供述しているところ、当時の事業主は、「当時は、清掃の仕事は、毎日は無いことから、清掃員は正社員ではなく臨時雇用の扱いであり、厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していなかった。」と回答している。

また、申立人のA社における雇用保険の資格喪失日と厚生年金保険の資格喪失日は一致しており、同社のほかの同僚においても雇用保険及び厚生年金保険の資格喪失日はおおむね一致している。

さらに、A社は、既に廃業しており、当時の関連資料は保存されていないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社に保存されている申立人の被保険者台帳には、被保険者資格取得日は平成2年9月26日、退職日は3年10月4日と記載されており、オンライン記録と一致している上、同社は、「平成2年9月26日から正社員として雇用した。」と回答している。

また、B社に保存されている健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の被保険者資格の取得日は、平成2年9月26日であることが確認できる。

さらに、複数の同僚が、「B社では、雇用された日から正社員として、雇用保険と厚生年金保険に加入していた。」と供述しており、これらの同僚の雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日は一致しているところ、申立人の雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日も一致している。

3 申立期間③について、申立人及びC社の当時の事業主の供述から、申立人が、当該期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「C社では、試用期間があったと思う。」と供述しており、上記の事業主は、「入社1か月後から正式採用とし、試用期間は、保険料を控除していなかった。」と供述している。

また、申立人及びC社のほかの同僚の雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日は一致している。

さらに、C社は既に廃業しており、当時の関連資料は保存されていないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

4 申立期間④について、申立人は、当該期間において、C社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、当時の事業主は、「給料締日は20日であり、申立人の平成5年2月分保険料控除及び保険料納付はしていない。」と供述している。

また、C社は既に廃業しており、当時の関連資料は保存されていないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 12 月 30 日から 63 年 1 月 14 日まで
(A社)
② 昭和 63 年 12 月 21 日から 64 年 1 月 1 日まで
(B社)

申立期間①について、年金事務所に照会したところ、「加入記録が無い。」と回答を得たが、A社には、昭和 62 年 6 月 1 日から 63 年 1 月 14 日まで勤務している。給料支払明細書では、厚生年金保険料が給与から天引きされていたので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②について、年金事務所に照会したところ、「加入記録が無い。」と回答を得たが、B社には、昭和 63 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日まで勤務している。給料支払明細書では、厚生年金保険料が給与から天引きされていたので、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る昭和 62 年 6 月分及び同年 12 月分の給料支払明細書から、同年 12 月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるものの、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は同年 12 月 29 日となっていることが確認できる。

また、複数の同僚に照会したところ、申立人の当該期間における勤務実態についての証言を得ることができなかった。これらのことから、申立人は昭和 62 年 12 月 29 日にA社を退職していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 19 条には、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の被保険者資格喪失日は、昭和 62 年 12 月 30 日であり、申立人の主張

する同年12月は、厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等から総合的に判断すると、申立人が当該期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人から提出されたB社に係る昭和63年8月分及び同年12月分の給料支払明細書から、申立人は同年12月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるものの、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は同年12月20日となっていることが確認できる。

また、複数の同僚に照会したところ、申立人の当該期間における勤務実態についての証言を得ることができなかった。これらのことから、申立人は、昭和63年12月20日にB社を退職していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第19条には、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の被保険者資格喪失日は、昭和63年12月21日であり、申立人の主張する同年12月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等から総合的に判断すると、申立人が当該期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

A社を平成 5 年 10 月 31 日付けで退職したので、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年 11 月 1 日となるはずだが、同年 10 月 31 日となっている。国民年金への加入手続をした時に提出した書類には、国民年金の資格取得日が同年 11 月 1 日となっているのだから、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社が保管する申立人の退職願に記載されている希望退職日は、平成 5 年 10 月 31 日とされたものが、申立人の訂正印が押されて同年 10 月 30 日に訂正されていることが確認できる上、同社が保管する社員名簿、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）及び雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）には、申立人の退職年月日は同年 10 月 30 日と記載されている。

また、事業主は、「申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格喪失に関する届出を行っていない。申立人の平成 5 年 10 月の保険料は控除していない。」と回答しており、企業年金連合会は、「申立人の厚生年金基金の資格喪失年月日は、平成 5 年 10 月 31 日である。」と回答している。

さらに、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、平成 5 年 11 月 1 日であるものの、B市は、「申立人の国民健康保険の被保険者期間は、平成 5 年 10 月 31 日からである。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。